

登校届

学校保健安全法施行規則により、学校感染症に罹患した場合は「出席停止」となります。（療養期間中は欠席扱いにはなりません）。出席停止期間の基準は、疾患別に定められています。医療機関の診断に従い保護者の方が記入し、登校初日に提出してください。

東京都立調布特別支援学校長 殿

学部 年 組 児童・生徒氏名

★該当する病名欄に○をつけてください。ない場合は「その他」にお書きください。

病名	出席停止期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物資製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
流行性角結膜炎	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
急性出血性結膜炎	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
溶連菌感染症	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
手足口病	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
伝染性紅斑	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
ヘルパンギーナ	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
マイコプラズマ感染症	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
感染性胃腸炎	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
その他()	

・受診した医療機関名・受診日

令和 年 月 日

病院名

・上記学校感染症と診断を受けた日

令和 年 月 日

・医者が登校を許可した日

令和 年 月 日